

児童ポルノについての国民意識調査

2023年7～8月

	ページ
● 実施概要	3
● 参考とした過去の世論調査	4
● 結果分析概要	5
● 提言	6
[1] 児童ポルノ禁止法規制対象外の「児童の権利を害するコンテンツ」の規制に関する意識	7
[2] 性的表現を含む「児童の実写ではないコンテンツ」の規制に関する意識	8
[3] 「児童の実写ではないコンテンツ」の規制範囲(規制支持者ベース)	9
[4] 「非実在の児童」をモデルとした空想コンテンツの規制に関する意識	10
[5] 「非実在児童モデルの空想コンテンツ」規制対象とするべき理由(規制支持者ベース)	11
[6] 「非実在児童モデルの空想コンテンツ」規制対象とするべきではない理由(規制非支持者ベース)	12
[7] 「AIが作成する性的表現の含まれるコンテンツ」の規制に関する意識	13
[8] 「AIが作成する性的表現の含まれるコンテンツ」を規制対象とするべき理由(規制支持者ベース)	14
[9] 「AIが作成する性的表現の含まれるコンテンツ」の流通防止の役割を担う主体(規制支持者ベース)	15
● 調査票	16

目的	児童ポルノ等に関する国民の意識を把握し、今後の政府等への政策提言の参考とする。
実施期間	2023年7月30日(日)～8月13日(日)
対象	全国 15～79歳 男女個人
抽出・割合	200地点を抽出、住宅地図データベースから世帯を抽出し個人を割当。エリア・都市規模と性年代構成は、日本の人口構成比に合致するよう割付し回収。
回答方法	調査員による個別訪問留置調査(乗合方式)
回答数	1,200s
調査主体	特定非営利活動法人チャイルド・ファンド・ジャパン
調査実施委託先	日本リサーチセンター

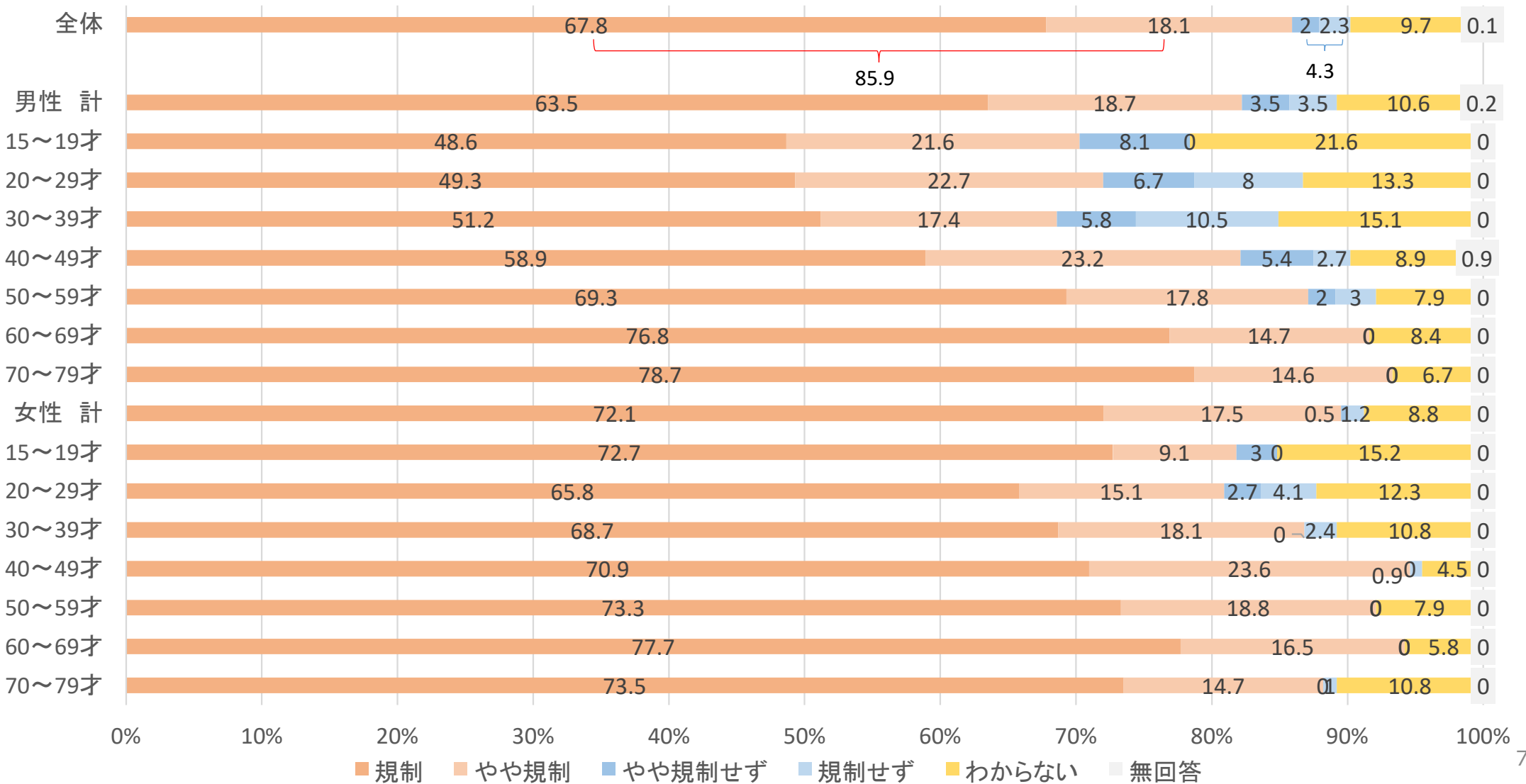
2002年8月	内閣府 児童ポルノに関する世論調査
2007年9月	内閣府 有害情報に関する特別世論調査
2018年7月～8月	内閣府 子供の性被害防止対策に関する世論調査

- 児童ポルノ禁止法対象外のコンテンツの規制を支持する比率は、総じて女性が高く、年齢が上がるほどが高い。一方、若年男性は低め。
- 実在しない子どもの空想コンテンツの規制を支持しない層では、表現の自由が最多の理由となっている。「児童の権利を害するものと言えない」「児童ポルノの流通を助長するなどの悪影響はない」も一定数あった。
- 空想コンテンツ、AI生成コンテンツの規制については、7割が規制を指示する一方、「わからない」が2割ほどあった。
- 記述式回答には、空想による児童ポルノが実害を防ぐと信じているコメントが複数あった。
- コンテンツを規制すべき主体として、「サイト管理者」が最も高く、政府やインターネットプロバイダーも高め。

- 若年男性への啓発が特に必要。例えば、若年男性が多用するメディアへの啓発広告増。
- 空想コンテンツ、AI生成コンテンツのリスクについての啓発が必要。例えば、マスメディアによるリスク記事の掲載増。
- 子どもの権利と人権についての啓発が必要。例えば、学校教育における性教育の強化や「ビジネスと人権」の強化。
- 表現の自由と子どもの権利をバランスさせるガイドラインが必要。例えば、映画倫理機構や日本ビデオ倫理協会によるレーティングシステムに類似した制度の導入。
- 空想による児童ポルノに子どもと若者が「NO」と言える公平でオープンな環境づくりが必要。例えば、こども基本法や子どもの権利条例による施策の強化。

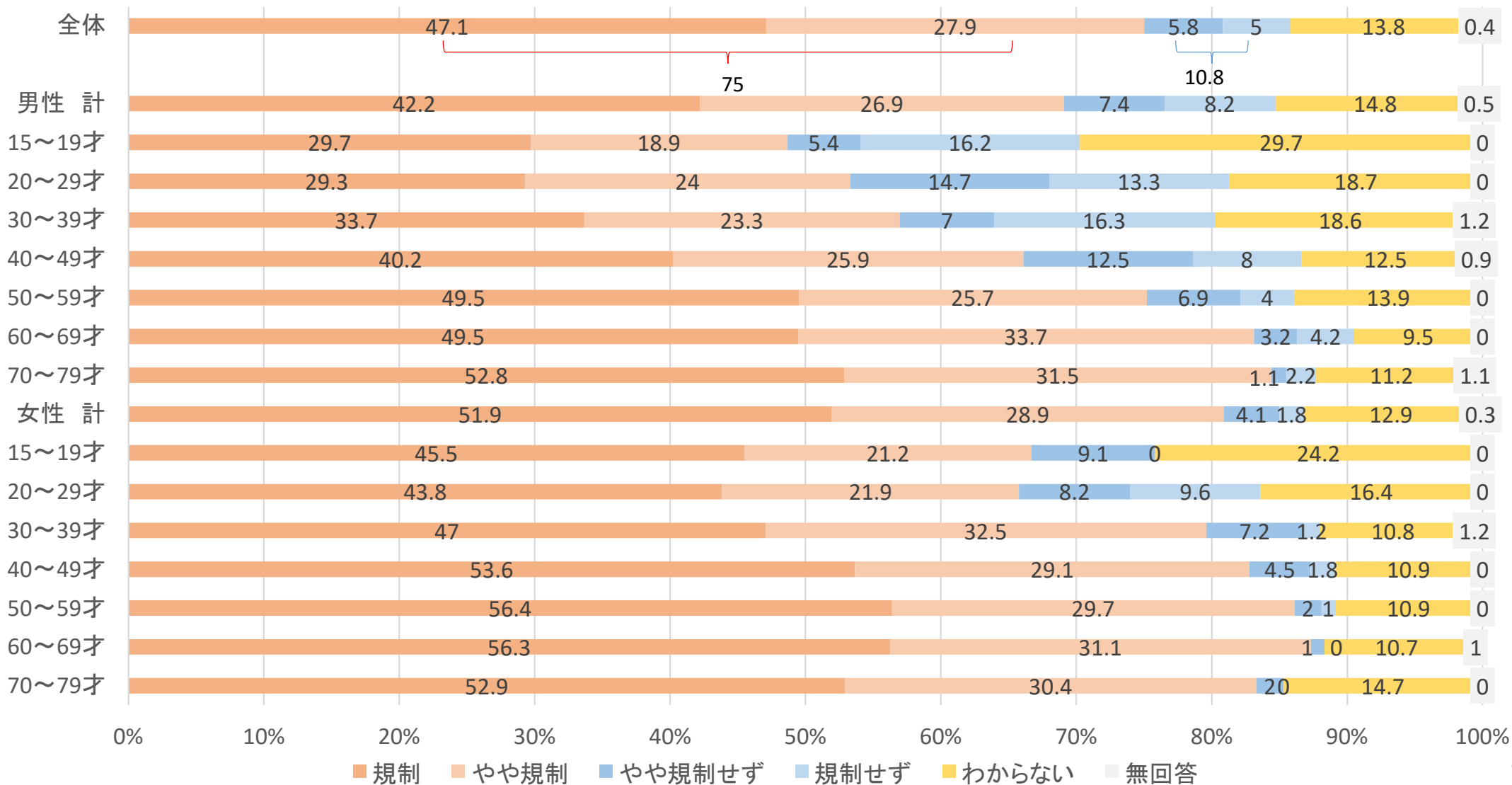
問1 児童ポルノ禁止法規制対象外の「児童の権利を害するコンテンツ」の規制に関する意識

児童の権利を害するようなコンテンツ(映像、動画等)を法令で規制することについては、「規制すべきだと思う」(67.8%)が最も高く、「どちらかといえば規制すべきだと思う」(18.1%)を合わせた『規制すべき計』は85.9%と多数を占める。一方、『規制すべきではない計』(どちらかといえば規制すべきだと思わない+規制すべきだと思わない)は4.3%にとどまる。「わからない」(9.7%)は全体の1割ほど。



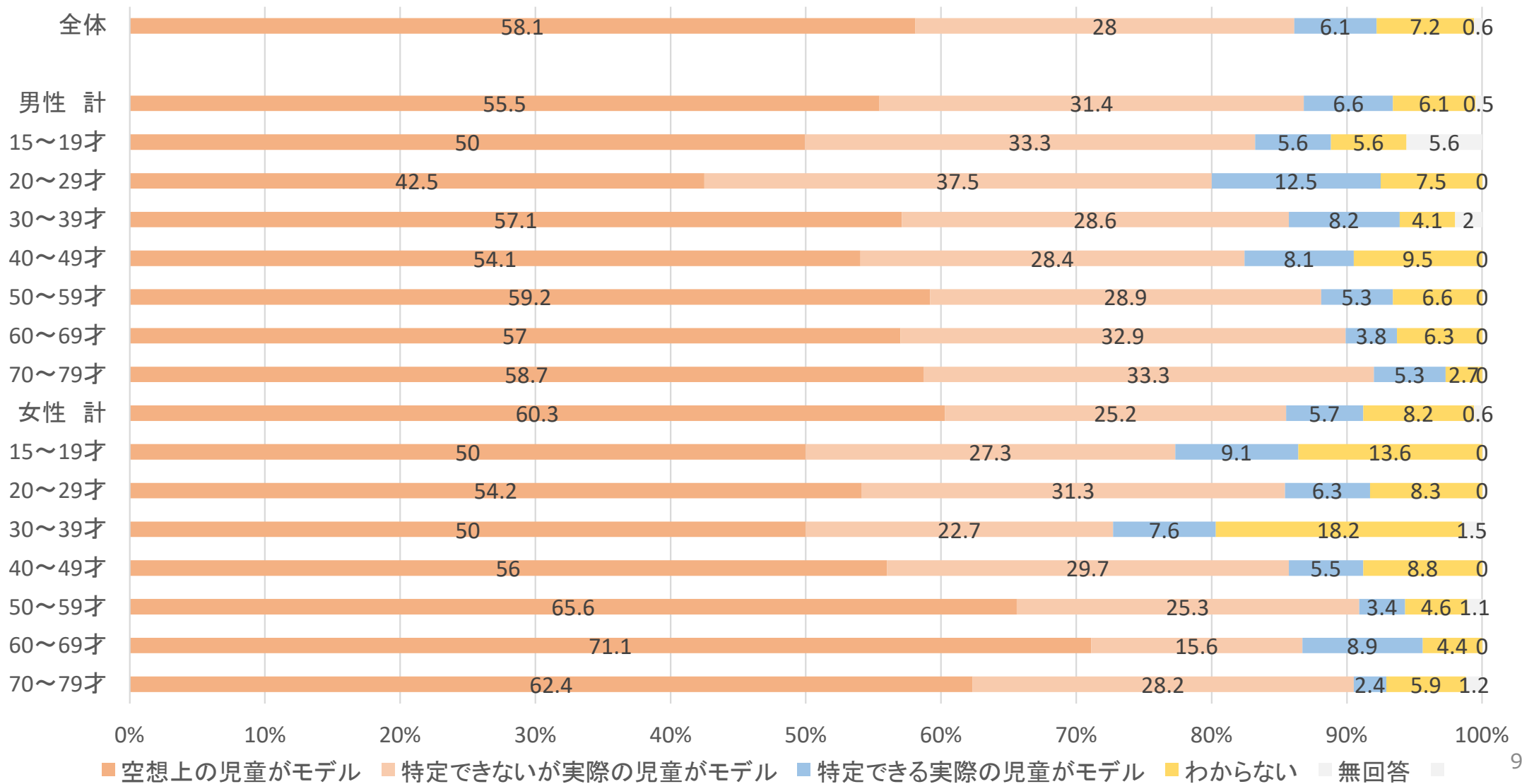
問2 性的表現を含む「児童の実写ではないコンテンツ」の規制に **ChildFund** Japan 関する意識

性的表現が含まれる、児童の実写ではないコンテンツを法令で規制することについては、「規制すべきだと思う」(47.1%)が最も高く、「どちらかといえば規制すべきだと思う」(27.9%)を合わせた『規制すべき計』は75.0%と全体の3/4を占める。一方、『規制すべきではない計』(どちらかといえば規制すべきだと思わない+規制すべきだと思わない)は10.8%と全体の1割程度。「わからない」(13.8%)は全体の1割強。



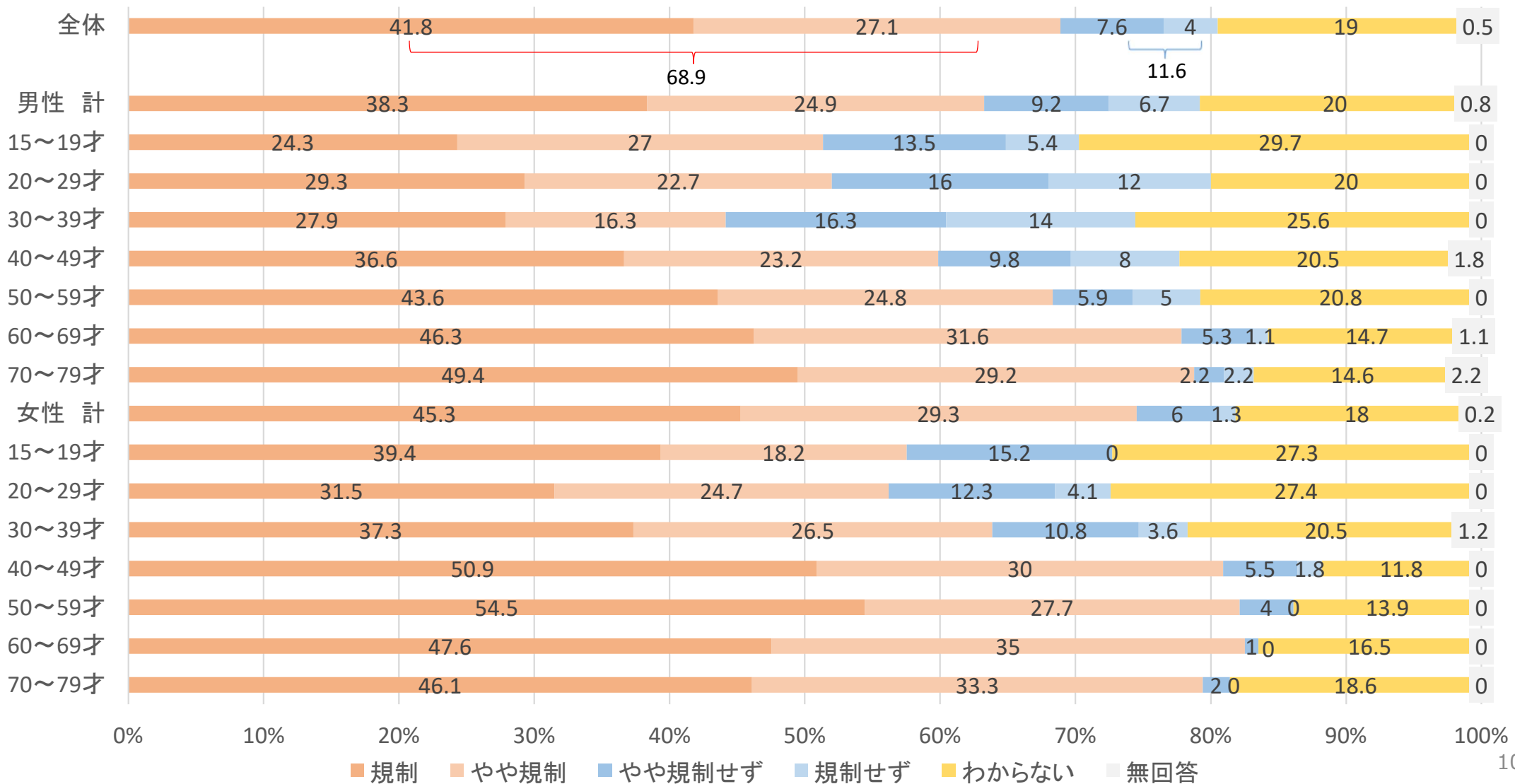
問3 「児童の実写ではないコンテンツ」の規制範囲（規制支持者 ChildFund Japan

性的表現が含まれる、児童の実写ではないコンテンツについて、どのような規制を設けるべきかについては、「見る者にとって、児童を描いたものと分かるものであれば、たとえモデルが存在しない空想上のものでも規制するべきである」(58.1%)が最も高く、「見る者にとって、誰をモデルにしたのか分からなくても、実際にモデルとなった児童が存在するなら規制するべきである」(28.0%)が続き、この2項目で86%を占める。



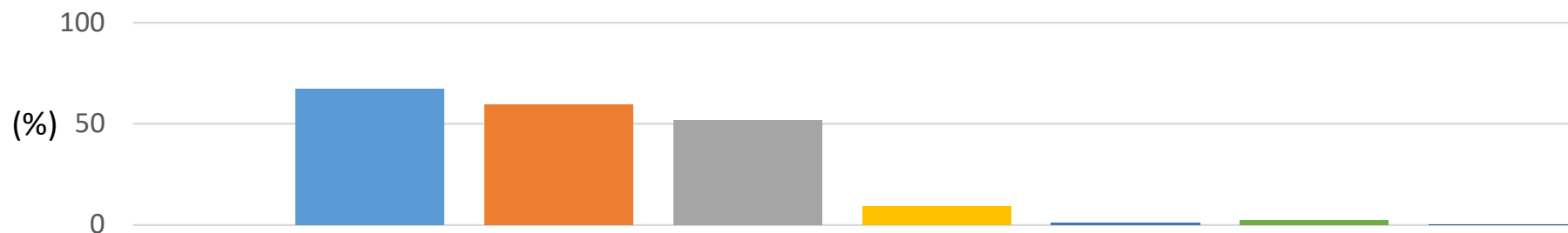
問4 「非実在の児童」をモデルとした空想コンテンツの規制に関する意識

「実在しない児童」をモデルにした空想上のコンテンツ等について、最も高いのは「規制対象とすべきである」(41.8%)で、「どちらかといえば規制対象とすべきである」(27.1%)を合わせた『規制対象とすべき計』は68.9%と7割近くを占める。一方、『規制対象とすべきではない計』(どちらかといえば規制対象とすべきではない+規制対象とすべきではない)は11.6%と1割強となっている。また、「わからない」(19.0%)も全体の2割ほどみられる。



問5 「非実在児童モデルの空想コンテンツ」規制対象とするべき理由（規制支持者ベース）

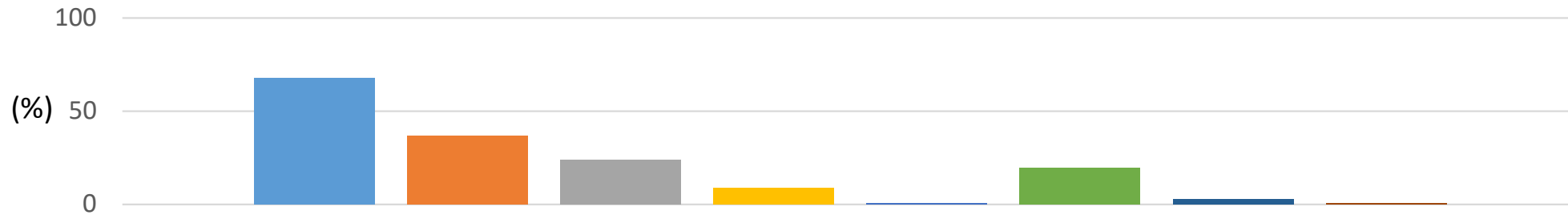
「実在しない児童」をモデルにした空想上のコンテンツを規制の対象とするべきだと思う理由（規制支持者ベース）では、「児童ポルノの流通を助長し、悪影響があると思うから」（67.1%）が最も高く、以下、「小児性愛者などに刺激を与えるから」（59.7%）、「児童の権利を害するものとして、影響はあると思うから」（51.9%）などの順となっている。



		児童ポルノの流通を助長	小児性愛者への刺激	児童の権利の侵害	外国での規制	その他	わからない	無回答
全体		67.1	59.7	51.9	9.1	1.1	2.3	0.2
男性	男性小計	65.7	59	52.7	9.3	1.3	2.7	0.3
	15～19才	57.9	42.1	57.9	5.3	5.3	10.5	0
	20～29才	48.7	46.2	43.6	2.6	5.1	7.7	0
	30～39才	60.5	63.2	60.5	10.5	2.6	0	0
	40～49才	59.7	58.2	49.3	7.5	0	1.5	0
	50～59才	73.9	66.7	58	14.5	1.4	1.4	0
	60～69才	68.9	63.5	48.6	12.2	0	2.7	0
	70～79才	74.3	57.1	54.3	7.1	0	1.4	1.4
女性	女性小計	68.3	60.3	51.2	8.9	0.9	2	0.2
	15～19才	63.2	42.1	36.8	0	0	0	0
	20～29才	51.2	63.4	48.8	17.1	0	2.4	0
	30～39才	67.9	62.3	41.5	5.7	3.8	1.9	0
	40～49才	65.2	68.5	48.3	11.2	1.1	3.4	0
	50～59才	71.1	61.4	56.6	9.6	1.2	2.4	0
	60～69才	76.5	48.2	45.9	4.7	0	1.2	1.2
	70～79才	70.4	64.2	65.4	9.9	0	1.2	0

問6 「非実在児童モデルの空想コンテンツ」規制対象とするべきではない理由（規制非支持者ベース）

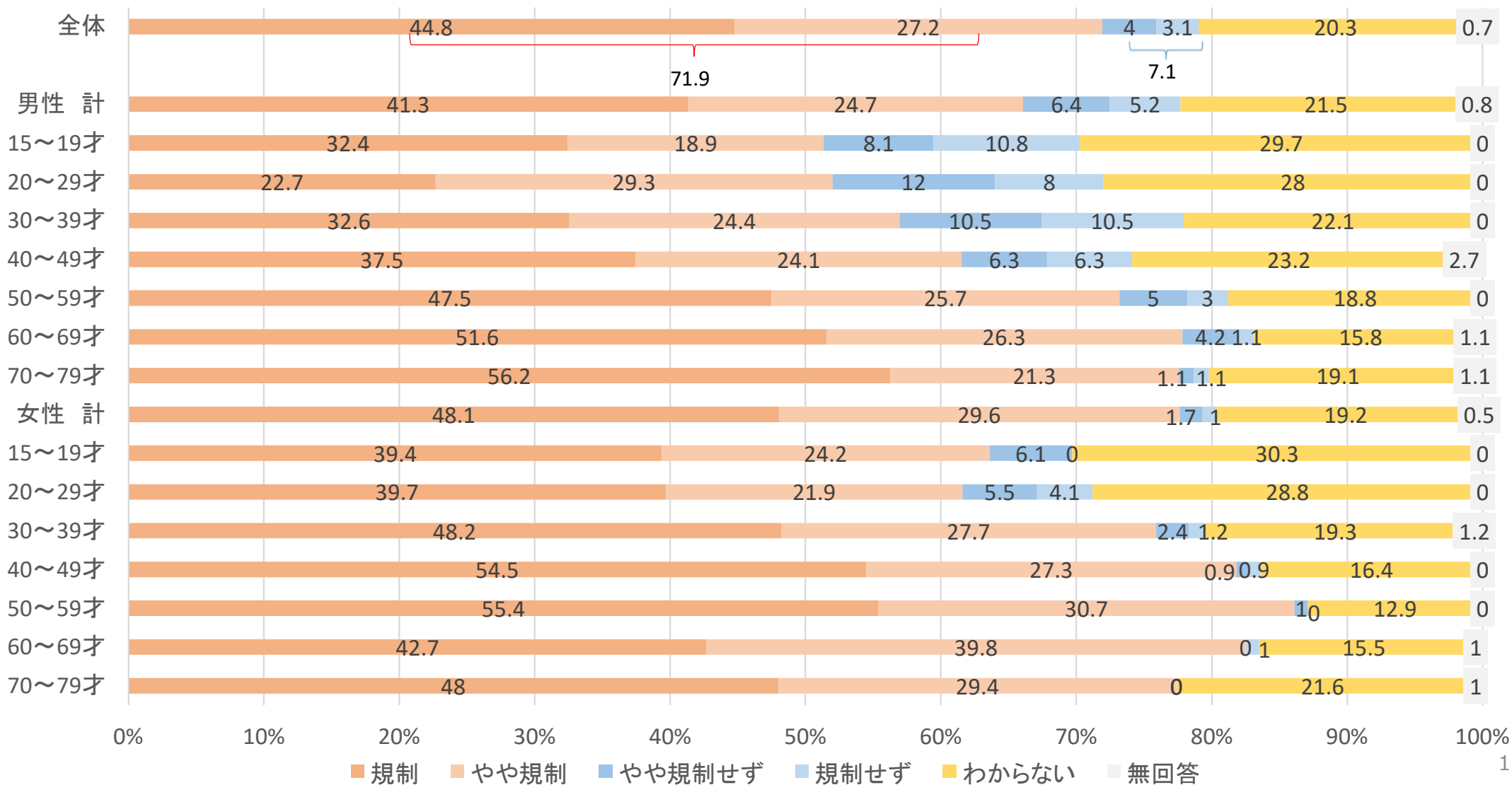
「実在しない児童」をモデルにした空想上のコンテンツを規制の対象とするべきだと思わない理由（規制非支持者ベース）では、「表現の自由を侵害するから」(67.6%)が最も高く、回答者の7割近くを占める。以下、「児童の権利を害するものとは言えないから」(36.7%)、「児童ポルノの流通を助長するなどの悪影響はないと思うから」(23.7%)などの順となっている。



		表現の自由を侵害	児童の権利を害さない	児童ポルノの流通を助長しない	日本で取り入れる必要はない	外国では規制されていない国がある	その他	わからない	無回答
全体		67.6	36.7	23.7	8.6	0.7	19.4	2.9	0.7
性別	男性	67.4	40	24.2	12.6	0	20	2.1	1.1
	女性	68.2	29.5	22.7	0	2.3	18.2	4.5	0
年齢	15～19才	100	33.3	25	0	8.3	0	0	0
	20～29才	72.7	39.4	36.4	3	0	15.2	0	0
	30～39才	60.5	36.8	26.3	10.5	0	28.9	7.9	0
	40～49才	75	35.7	17.9	10.7	0	25	0	3.6
	50～59才	46.7	46.7	20	20	0	13.3	0	0
	60～69才	57.1	14.3	0	14.3	0	28.6	0	0
	70～79才	50	33.3	0	0	0	0	16.7	0

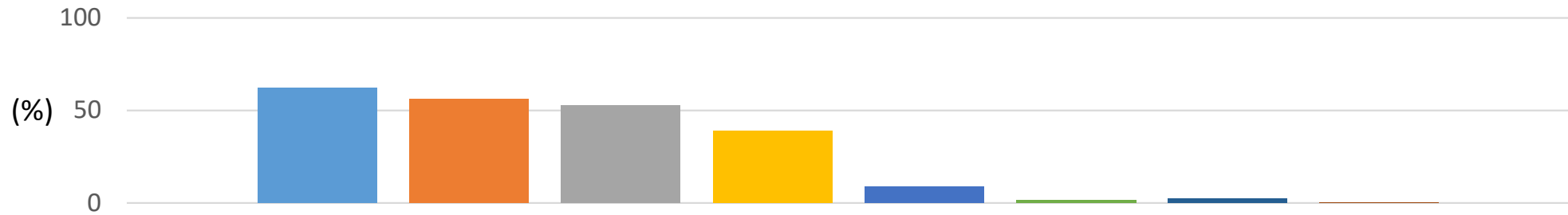
問7 「AIが作成する性的表現の含まれるコンテンツ」の規制に関する意識

AIが作成するコンテンツ等を規制の対象とすることについては、「規制対象とすべきである」(44.8%)が最も高く、「どちらかといえば規制対象とすべきである」(27.2%)を合わせた『規制対象とすべき計』は71.9%と7割ほどを占める。一方、『規制すべきではない計』(どちらかといえば規制対象とすべきではない+規制対象とすべきではない)は7.1%と1割に満たない。また、「わからない」(20.3%)も全体の2割ほどみられる。



問8 「AIが作成する性的表現の含まれるコンテンツ」を規制対象とするべき理由（規制支持者ベース） ChildFund Japan

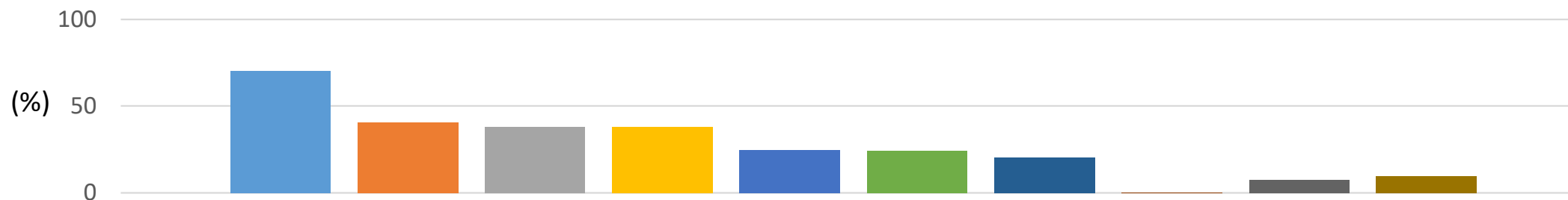
AIが作成するコンテンツ等を規制の対象とすべき理由（規制支持者ベース）としては、「児童ポルノの流通を助長し、悪影響があると思うから」（62.1%）が最も高く、以下、「小児性愛者などに刺激を与えるから」（56.0%）、「児童の権利を害するものとして、影響はあると思うから」（52.6%）の順となっており、この3項目は回答者の半数超となっている。



		児童ポルノの流通の助長	小児性愛者への刺激	児童の権利の侵害	AIが不適切な表現を学習	外国では規制	その他	わからない	無回答
全体		62.1	56	52.6	39	8.8	1.7	2.4	0.3
男性	男性小計	58.5	55.2	50.1	39.7	8.7	1.3	2.8	0.5
	15～19才	63.2	31.6	73.7	31.6	5.3	5.3	5.3	0
	20～29才	43.6	35.9	46.2	48.7	2.6	0	2.6	0
	30～39才	49	49	34.7	32.7	4.1	4.1	6.1	0
	40～49才	58	55.1	43.5	39.1	5.8	0	4.3	0
	50～59才	62.2	66.2	56.8	45.9	12.2	2.7	0	0
	60～69才	58.1	59.5	51.4	37.8	14.9	0	4.1	0
	70～79才	69.6	60.9	55.1	37.7	8.7	0	0	2.9
	女性小計	65.1	56.6	54.7	38.5	8.9	2.1	2.1	0.2
女性	15～19才	61.9	47.6	38.1	33.3	0	0	0	0
	20～29才	55.6	48.9	46.7	44.4	13.3	2.2	4.4	0
	30～39才	57.1	52.4	55.6	36.5	4.8	4.8	1.6	0
	40～49才	63.3	65.6	52.2	30	13.3	3.3	1.1	0
	50～59才	69	62.1	50.6	47.1	12.6	2.3	1.1	0
	60～69才	65.9	45.9	55.3	40	3.5	0	3.5	1.2
	70～79才	74.7	62	69.6	36.7	8.9	1.3	2.5	0

問9 「AIが作成する性的表現の含まれるコンテンツ」の流通防止の役割を担う主体（規制支持者ベース）

AIが作成するこのようなコンテンツ等の流通防止の役割を担う主体（規制支持者ベース）としては、「サイトを実際に管理、運営しているコンテンツプロバイダー（サイト管理者）」（70.3%）が最も高く、他の項目に比べても特に高い。以下、「法務省や警察庁など法の整備や取り締まりを行う行政機関」（40.7%）、「インターネットサービスプロバイダー」（38.1%）、「総務省など通信関係企業を監督する行政機関」（38.1%）などの順となっている。



	サイト管理者	法務省や警察庁	ISP	総務省	インターネット利用者	通信業界団体	携帯電話会社	その他	わからない	無回答
全体	70.3	40.7	38.1	38.1	24.6	24.3	20.2	0.2	7.5	9.4
男性										
男性小計	69	43	37.2	39.4	23.4	23.9	19.8	0	7.6	8.9
15～19才	57.9	36.8	31.6	15.8	21.1	21.1	15.8	0	31.6	5.3
20～29才	56.4	35.9	28.2	41	12.8	15.4	12.8	0	7.7	10.3
30～39才	59.2	26.5	28.6	32.7	28.6	26.5	16.3	0	12.2	12.2
40～49才	60.9	44.9	37.7	36.2	24.6	27.5	21.7	0	11.6	10.1
50～59才	78.4	43.2	36.5	37.8	25.7	24.3	18.9	0	1.4	9.5
60～69才	73	48.6	47.3	48.6	24.3	23	24.3	0	5.4	4.1
70～79才	79.7	52.2	39.1	44.9	21.7	24.6	21.7	0	2.9	10.1
女性小計	71.5	38.7	38.9	37	25.5	24.7	20.4	0.4	7.4	9.8
15～19才	66.7	38.1	28.6	14.3	19	4.8	14.3	0	4.8	9.5
20～29才	68.9	28.9	26.7	33.3	24.4	15.6	11.1	0	15.6	6.7
30～39才	63.5	25.4	19	27	27	19	15.9	1.6	7.9	20.6
40～49才	76.7	44.4	45.6	38.9	26.7	25.6	16.7	0	4.4	7.8
50～59才	77	48.3	49.4	46	27.6	34.5	29.9	1.1	9.2	4.6
60～69才	64.7	35.3	40	37.6	24.7	22.4	21.2	0	9.4	14.1
70～79才	75.9	41.8	44.3	40.5	24.1	30.4	24.1	0	2.5	6.3

テーマ:「児童ポルノ」についてお伺いします

時事問題として「児童ポルノ」についてお伺いします。児童ポルノ等に関する国民の意識を把握し、今後の政府等への政策提言の参考とします。なお、「児童」とは18歳未満の者を指します。

現行の法令(いわゆる児童ポルノ禁止法)では、「児童ポルノ」とは、写真、動画などで、以下のような18歳未満の児童の姿を描写(児童の実写)したものを指し、規制の対象となっています。

- 1 児童による性交等の姿
- 2 児童の性器を触る姿等であって性欲を興奮・刺激させるもの
- 3 衣服を着けない又は衣服の一部を着けない児童の姿であって性欲を興奮・刺激させるもの

※以下では、児童ポルノ禁止法の規制対象になっていない、児童の性的表現について伺います。

【すべての方に】

問1 上記1～3に該当しないものの、児童が明らかに性的虐待を受けているなど、児童の権利を害するようなコンテンツ(映像、動画、オンラインゲーム、AI(人工知能)が作成する素材等)を法令で規制することについて、どのように思いますか。(〇は1つだけ)

- 1 規制するべきだと思う
- 2 どちらかといえば規制するべきだと思う
- 3 どちらかといえば規制するべきだと思わない
- 4 規制するべきだと思わない
- 5 わからない

性的表現が含まれる「児童の実写ではないコンテンツ(漫画、イラスト、動画等)」について伺います。※この場合、実物のモデルを基に描いたり、CG加工等をする「模写」と、モデルが存在しない「空想上のもの」とがあります。

【すべての方に】

問2 性的表現が含まれる、児童の実写ではないコンテンツを法令で規制することについてどのように思いますか。(〇は1つだけ)

- 1 規制するべきだと思う
- 2 どちらかといえば規制するべきだと思う
- 3 どちらかといえば規制するべきだと思わない
- 4 規制するべきだと思わない
- 5 わからない

【問2で「1 規制するべきだと思う」「2 どちらかといえば規制するべきだと思う」とお答えの方に】

問3 性的表現が含まれる、児童の実写ではないコンテンツについて、どのような規制を設けるべきだと思いますか。(〇は1つだけ)

- 1 見る者にとって、児童を描いたものと分かるものであれば、たとえモデルが存在しない空想上のものでも規制するべきである
- 2 見る者にとって、誰をモデルにしたのか分からなくても、実際にモデルとなった児童が存在するなら規制するべきである
- 3 見る者にとって、モデルとなった児童が誰であるか分かるのであれば規制するべきである
- 4 わからない

「実在しない児童」をモデルにした性的表現の含まれる空想上のコンテンツ(映像、動画、オンラインゲーム、AI(人工知能)が作成する素材等)などへの規制について、お尋ねします。

現行の法令(児童ポルノ禁止法)では、「実在しない児童」の性行為等を描いた空想上のコンテンツなどは、規制対象になっていません。

これについては、「実在しない児童」の描写ならば他に害を及ぼさないため、規制対象外のみで問題ない、表現の自由等に配慮してどのような情報も規制すべきでないといった意見があります。

一方で、このようなコンテンツ等が、児童を性的対象として見る風潮、児童への性的犯罪の助長につながるといった点から、実在する児童の写真や動画等と同じく、規制の対象とするべきとの意見があります。

【すべての方に】

問4 このような「実在しない児童」をモデルにした空想上のコンテンツ等を規制の対象とすることについて、どのように思いますか。(〇は1つだけ)

- 1 規制対象とするべきである
- 2 どちらかといえば規制対象とするべきである
- 3 どちらかといえば規制対象とするべきではない
- 4 規制対象とするべきではない
- 5 わからない

【問4で「1 対象とするべきである」「2 どちらかといえば対象とするべきである」とお答えの方に】

問5 規制の対象とするべきだと思う理由をお知らせください。(〇はいくつでも)

- 1 小児性愛者などに刺激を与えるから
- 2 外国では規制されている国があるから
- 3 児童の権利を害するものとして、影響はあると思うから
- 4 児童ポルノの流通を助長し、悪影響があると思うから
- 5 その他()
- 6 わからない

【問4で「3 どちらかといえば対象とするべきではない」「4 対象とするべきではない」とお答えの方に】

問6 規制の対象とするべきでないと思う理由をお知らせください。(〇はいくつでも)

- 1 表現の自由を侵害するから
- 2 外国では規制されていない国もあるから
- 3 外国では規制されている国もあるが、日本で取り入れる必要はないと思うから
- 4 児童の権利を害するものとは言えないから
- 5 児童ポルノの流通を助長するなどの悪影響はないと思うから
- 6 その他()
- 7 わからない

現行の法令では、AI(人工知能)が作成するコンテンツは、モデルが実在する・しないにかかわらず、規制対象になっていません。

そのため、AIを利用して実物そっくりの児童性暴力のコンテンツなどが作成され、販売されているという実態があります。

【すべての方に】

問7 このようなAIが作成するコンテンツ等を規制の対象とすることについて、どのように思いますか。(〇は1つだけ)

- 1 規制対象とするべきである
- 2 どちらかといえば規制対象とするべきである
- 3 どちらかといえば規制対象とするべきではない
- 4 規制対象とするべきではない
- 5 わからない

【問7で「1 対象とするべきである」「2 どちらかといえば対象とするべきである」とお答えの方に】

問8 規制の対象とするべきだと思う理由をお知らせください。(〇はいくつでも)

- 1 小児性愛者などに刺激を与えるから
- 2 外国では規制されている国があるから
- 3 児童の権利を害するものとして、影響はあると思うから
- 4 児童ポルノの流通を助長し、悪影響があると思うから
- 5 AI(人工知能)には不適切な表現を学習してしまうリスクがあると思うから
- 6 その他()
- 7 わからない

【問7で「1 対象とするべきである」「2 どちらかといえば対象とするべきである」とお答えの方に】

問9 AIが作成するこのようなコンテンツ等の流通を防止するために、その役割が大きいのは誰だと思いますか。(〇はいくつでも)

- 1 サイトを実際に管理、運営しているコンテンツプロバイダー(サイト管理者)
- 2 インターネットサービスプロバイダー
- 3 携帯電話会社などの通信関係企業
- 4 総務省など通信関係企業を監督する行政機関
- 5 法務省や警察庁など法の整備や取り締まりを行う行政機関
- 6 通信関連の業界団体
- 7 インターネットなどの利用者
- 8 その他()
- 9 わからない